

令和5年度 横田中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第一章 第二条)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 本校のいじめ防止に向けての基本的な考え方

島根県いじめ防止基本方針を受けて、本校でもいじめは次のようなものであると考える。

- いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの
- どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるもの
- 誰もがいじめの被害者にも加害者にもなりえるもの
- 加害者・被害者だけでなく、はやし立てる観衆や黙って見ている傍観者がいるなど、集団の問題でもあるもの

したがって、本校では、すべての生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるために、生徒自身がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにすることをめざし以下の対策を講じる。

3 いじめの防止について

3.1 教職員の感性を磨く

いじめは、大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。教職員には、そのようないじめに気づく感性が必要である。それを磨くために教職員はアンテナを立て、服装や態度の変化・あいさつ・表情等のサインを見逃さないようにし、何らかのサインに気づいたときには、その場で声をかけるようにする。また、そのような情報を教職員同士が交換・共有し、教職員全体で生徒を見守る意識が必要である。

- ① 毎週生徒指導部会、生徒支援委員会を実施し、学年部を越えて、生徒の学校生活の様子・問題点を学校全体で共有する。
- ② 運営委員会や、職員会議等において、生徒の様子等、情報交換を行い、共通理解を図る。
- ③ いじめ(インターネット上で行われるものを含む)や学級・学年経営、人権教育に関する教職員研修を、職員会議や長期休業中に計画的に設け、教職員の資質向上を図る。
- ④ 部活動においても、顧問を中心に生徒の様子を観察し、気になる点や問題点は学校全体で共有し、対応する。

3.2 道徳・人権教育の充実

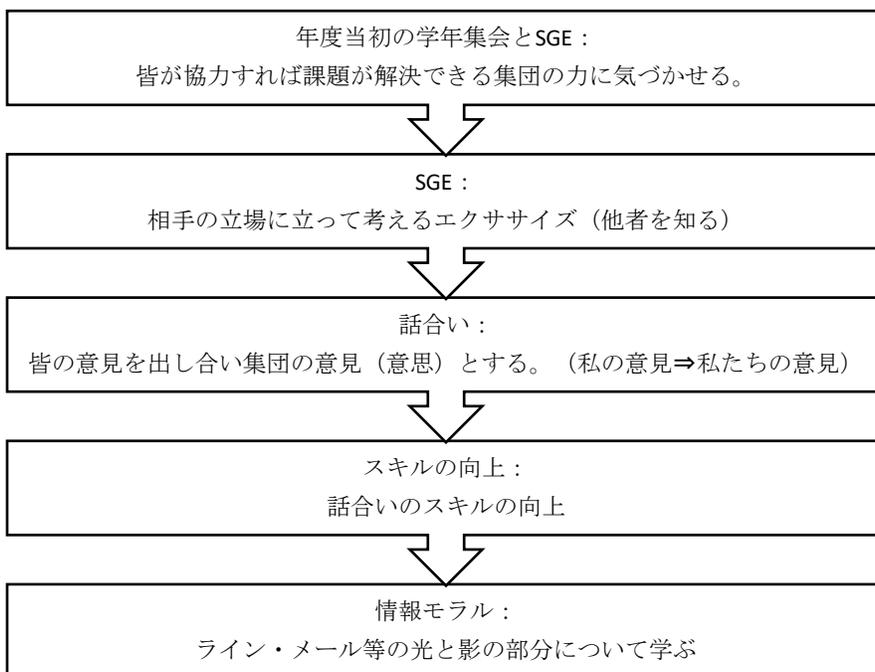
指導を通し、自他を尊重する態度や規範意識の涵養、人間の弱さと気高さについての理解を促進し、行動実践に結びつける。

- ① 教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されないこと」「いじめをすることは恥ずかしいこと」を繰り返し伝える。
- ② 教育活動全体を通じて、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合うといった人権意識を培う。

3.3 コミュニケーション能力の育成

他者との関わり方ひとつで、人間関係は上手くいったり、上手くいかなかったりする。また人間関係の不和や誤解よりいじめが起こることも少なくない。よって、コミュニケーション能力を育て、より良い人間関係を構築するスキルを身につけることは、いじめの未然の防止に大きな効果があると考えられる。

- ① 年度当初に学年ごとに集会を開き、人間関係作りの重要性を学ぶとともに、構成的グループエンカウンターエクササイズを行う。
- ② 話し合いや、授業での発表の仕方について、繰り返し指導する。
- ③ 情報モラル教育を実施し、より良いメディアとのかかわり方や、メール・ライン等の使用法・危険性について生徒が学ぶ機会を設ける。
- ④ 学期に数回、学年や学級で、構成的グループエンカウンターを用いた人間関係づくりの場を設ける。



3.4 授業・学級活動・行事等を通じた自己存在感と共感的な人間関係の醸成

自分が他者のために役割を果たす経験，みんなで力を合わせて物事を達成する経験を通じて，自分が必要とされていること，他者への感謝の気持ちを実感し，自分と同じように他者を大切に扱う心を育てる。教職員は、『よさを認める』ことにより自己肯定感・自己有用感を育て，自己存在感の醸成につなげる。

- ① 分かりやすい授業実践による，授業での活躍の場づくり
- ② 学級活動・行事等での一人一役
- ③ 行事後の相互評価「良いこと・良い人発見シート」への記入・掲示
- ④ 自治的な生徒会活動
- ⑤ 部活動における協力的な人間関係の育成

3.5 保護者並びに地域，その他関係者との連携

いじめの解決は，学校だけでなく，家庭や地域の果たす役割が大きい。学校・家庭・地域が連携して生徒を見守る環境を整備する事が必要である。

- ① 保護者との連携
 - (ア) 日々の学年・学級経営，「子どもを語る会」での保護者への情報提供と意見交換
 - (イ) PTA 生徒指導部での，メディア接触時間制限の話合い・ルール作り・子ども見守り活動等
- ② 地域との連携
 - (ア) 体験活動(職場体験学習など)
 - (イ) GT 授業
- ③ その他関係者・関係諸機関との連携
 - (ア) SC を交えた人間関係づくりのための学級活動
 - (イ) 通級指導

4 早期発見について

4.1 教職員の日々の観察・情報交換を大切にするとともに、教育相談・生活ノート『やりとり帳』を通し、生徒の状況把握を行う。

3.1 でも記述したとおり，いじめは，大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。本校でも，「じゃれあいがけんかになる」「仲間はずし」「他人のものを隠す」など行動面に幼さが感じられる事例が見られる。授業中・部活動・休み時間等での教職員による観察はもちろんのことであるが，定期的な教育相談や『やりとり帳』の記述から，生徒の現在の状況を把握し，細かな変化に目を向けることで，いじめやその種を初期の段階で発見するよう努める。

4.2 定期的なアンケート調査による実態把握

本校では学期毎に教育相談アンケート、アンケートQU（1学期と2学期）、生活アンケート等を実施し、生徒の実態把握を行っている。アンケートQUについては、1学期の調査結果を全教職員により検討し、2学期からの学級・学年経営の取組に反映させる。2学期の調査で、学級・学年の変容を再検討する。またPTAとも協力し、定期的にメディアとの接触時間やコミュニケーションツールの利用時間等について調査している。

5 いじめに対する措置について

いじめまたは、いじめが疑われるような行為が発生した場合次の図のように措置する。

なお、この図における重大事態とは、次の3点のときのことをいう。(県の方針より)

- いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 生徒が自死を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 など
- いじめにより在籍する生徒が「相当期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

